

第7節 生活保護

1 生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 3/4 市 1/4

<目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等に当たる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等に分けて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は2級地-2で標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準は144,860円となる。(平成26年4月1日改正:対前年度比98.9%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

②生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、その後減少傾向であったが、昭和52年度からは長引く経済不況の影響で増加に転じ、特に昭和57年度から昭和60年度までは急増した。その後、減少傾向が続いたが、平成9年3月の三池炭鉱の閉山により、社会、経済状況が厳しい状況となり、平成9年度から平成15年度まで増加傾向となり、平成16年度からは微増であった。しかし、平成21年度からは世界的な金融危機の影響で、平成24年度まで急増し、平成25年度からは被保護世帯数は微増であるが、人員はわずかに減少した。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成26年度の世帯の状況

平成25年度以降、被保護世帯数は微増している反面、被保護人員は減少している。

保護率は、人口千人に対し約37.4人で、県平均の26.0人（平成27年3月生活保護速報）、全国平均17.0人（平成27年4月被保護者調査速報）と比較すれば高い率を示しているが、平成25年度と比べて0.1ポイント増に止まっている。

世帯類型は、高齢者世帯が51.4%と被保護世帯の半数を超え、傷病障害者世帯23.5%、その他の世帯20.6%、母子世帯4.5%の順で構成されている。平成24年度以降、その他の世帯の世帯数、構成比とも減少しているのは経済状況の好転による保護からの自立が伺える。保護廃止理由については死亡が46.0%と半数近くを占めている。

<実績>

生活保護の年度推移

保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区 分		年 度				
		22	23	24	25	26
相 談		1,492	1,257	1,085	915	921
再 掲	助言指導等	505	349	264	279	210
	申請書交付	551	544	457	338	392
	申請書受理	436	364	364	298	319
申 請		436	364	364	298	319
却 下		9	5	16	9	4
開 始	世帯数	405	349	325	270	313
	人員	622	543	455	390	423
廃 止	世帯数	262	263	264	266	285
	人員	355	364	358	365	367

保護の世帯数人員の推移（21年度～23年度は医療扶助数の変更あり） ※世帯数・人員は年度の月平均

区 分		年 度				
		22	23	24	25	26
生活扶助	世帯数	2,623	2,704	2,787	2,809	2,847
	人員	3,824	3,904	3,975	3,955	3,945
住宅扶助	世帯数	2,363	2,445	2,517	2,544	2,561
	人員	3,351	3,441	3,518	3,509	3,464
教育扶助	世帯数	158	163	171	172	167
	人員	240	260	269	267	259
介護扶助	世帯数	441	479	501	509	540
	人員	457	500	520	523	556
医療扶助	世帯数	2,787	2,885	2,939	2,960	2,952
	人員	3,613	3,730	3,770	3,755	3,728
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	88	82	69	68	68
	人員	103	96	89	80	79
葬祭扶助	世帯数	8	8	10	10	11
	人員	8	8	10	10	11
計	世帯数	3,083	3,187	3,252	3,284	3,307
	人員	4,350	4,473	4,519	4,509	4,474
保護率	(%)	34.9	36.2	36.9	37.3	37.4

保護費の推移

(単位 千円)

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
生活扶助	2,173,868	2,201,508	2,263,975	2,217,469	2,237,761
住宅扶助	670,202	698,772	726,801	737,296	749,762
教育扶助	27,724	30,025	31,059	30,902	30,480
介護扶助	82,541	91,514	89,344	85,020	88,994
医療扶助	4,463,793	4,593,600	4,599,881	4,634,614	4,451,832
出産扶助	3,662	2,866	3,894	4,231	2,906
生業扶助	19,859	16,873	15,204	15,402	13,745
葬祭扶助	19,158	17,880	22,210	20,108	23,828
就労自立給付金	—	—	—	—	1,098
保護施設事務費	6,161	6,345	4,079	3,015	1,803
計	7,466,968	7,659,383	7,756,447	7,748,057	7,602,209

(2) 自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	県 10/10

<目的・事業内容>

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援を図るとともに、所内では専門の就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかつた被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

また、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に、平成20年度から開始した就労意欲喚起等支援事業についても引き続き取り組みを行なった。さらに、多重債務等で借金を抱える被保護世帯の生活を再建する対策として多重債務者対策事業に取り組みを行なった。

① 就労支援事業

・生活保護受給者等就労自立促進事業

平成17年9月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

・大牟田市被保護者就労支援事業

平成18年8月から、専門の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

② 就労意欲喚起等支援事業

平成20年11月から、市内の介護施設・障害者施設等での介護・福祉の仕事を体験することによって社会参加及び日常生活の自立、そして就労意欲を高めることを支援する事業。平成22年10月からは、農作業による就労体験事業を新たに追加して農業に詳しい方々から指導を受けながら、野菜栽培や収穫等の作業を行うことで就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを見出して自立への支援としている。

③ 精神障害者等地域移行支援事業

平成20年10月から、専門の支援相談員を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院し

ている者のうち、症状が安定している者に対し、受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

④教育環境整備支援事業

平成20年12月から、地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し、進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。

高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。なお、本事業は、平成27年度から生活困窮者自立支援制度へ再編となる。

⑤多重債務者対策支援事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

<実績>

①就労開始者の推移

生活保護受給者等就労自立促進事業

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
就労支援対象者 (人)	29	26	37	42	32
就労開始者 (人)	17	16	26	31	18

大牟田市被保護者就労支援事業

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
就労支援対象者 (人)	8	6	15	12	8
就労開始者 (人)	2	2	2	3	1

②③④⑤支援者数 (人)

事業名	プログラム名	年度	22	23	24	25	26
		区分					
②就労意欲喚起等支援事業	i 動物園就労体験	支援者数	20	30	13	—	—
	ii 障害者施設就労体験	支援者数	8	10	3	2	0
	iii 介護施設就労体験	支援者数	3	6	2	0	2
	iv 農業就労体験	支援者数	4	8	5	7	7
③精神障害等地域移行支援事業	i 精神障害等地域移行支援	支援者数	26	26	26	8	13
		うち地域移行者	6	17	17	2	5
④教育環境整備支援事業	i フレンドシップ学び場	支援者数	6	4	8	7	13
		うち高校進学者	6	4	7	7	12
⑤多重債務者対策支援事業	i 多重債務者対策支援	支援者数	6	1	8	6	9
		うち支援終了	3	1	4	5	7

(3)住宅支援給付事業

根拠法令等	住宅支援給付事業実施要領	所管課	保護課
申請窓口	大牟田市社会福祉協議会（委託） （所管：保護課相談支援担当）	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、原則3ヶ月間（一定の条件の下、最長9ヶ月間受給可。）、賃貸住宅の家賃を支給すると共に、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なうもの。

なお、本事業は、平成27年度申請分から生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金へ再編となる。

<実績>

支給決定者等の推移

区分	年度	22	23	24	25	26
支給決定者	（人）	15	16	8	6	8
支給額	（円）	2,364,400	3,298,700	1,271,700	840,000	1,084,200